

鳥取市消費者団体連絡協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市消費者団体連絡協議会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取市内における消費生活の諸問題について認識し、その解決に向け行政と連携を深めながら活動し、住民の消費生活の安全と向上を図ることを目的として交付する。

(補助対象団体)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象団体」という。）は、鳥取市消費者団体連絡協議会とする。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象団体が実施する第2条の目的を達成するために実施する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条の補助対象事業に要した経費（食糧費を除く。）とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金は、補助対象経費の額（補助対象事業の実施に当たり寄附金等本補助金以外の収入金がある場合には補助対象経費の額から当該収入金の額を控除した額）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(承認を要しない変更)

第7条 規則第9条第1項の市長が別に定める軽微な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外の全ての補助事業に係る場合とする。

(補助金の実績報告)

第9条 規則第12条に定める実績報告は、補助事業が完了した日から起算して20日を経過する日又は交付決定の日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(市民公益活動団体補助金交付要綱の一部改正)

2 市民公益活動団体補助金交付要綱(平成13年4月1日制定)の一部を次のように改正する。

別表中「鳥取市消費者団体連絡協議会」を削る

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。